

東労発基 0704 第 11 号
平成 30 年 7 月 4 日

一般社団法人東京建設業協会長 殿

東京労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」及び
「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドラインの策定について」の周知
に関する御協力のお願について

平素より労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、以下について別添 1 のとおり公布又は告示され、平成 31 年 2 月 1 日から施行又は適用することとされたところです。

- ・労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (平成 30 年政令第 184 号)
- ・労働安全衛生規則等の一部を改正する省令 (平成 30 年厚生労働省令第 75 号)
- ・安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示 (平成 30 年厚生労働省告示第 249 号)

また、今後、上記改正政省令等の内容を踏まえ、安全帯の規格 (平成 14 年厚生労働省告示第 38 号) の全部が改正され、平成 31 年 2 月 1 日から適用される予定となっております。

さらに、今般、これらの施行又は適用等を見据えて、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」が別添 2 のとおり策定されました。

つきましては、改正政省令、改正告示及びガイドラインの趣旨をご理解いただき、会員への周知等御協力をよろしくお願いいたします。